

社団法人 日本産科婦人科学会定款

(昭和52年1月7日設立許可)

第1章 総 則

名 称

第1条 この法人(以下「本会」という.)は、社団法人 日本産科婦人科学会という。

2 本会の英文名は、JAPAN SOCIETY OF OBSTETRICS AND GYNECOLOGY とする。

事務所

第2条 本会は、事務所を東京都新宿区市ケ谷砂土原町1丁目1番地 保健会館別館内に置く。

地方部会

第3条 本会は、支部として別に定めるところにより各都道府県単位に地方部会を置く。

第2章 目的及び事業

目 的

第4条 本会は、産科学及び婦人科学の進歩・発展を図りもって人類・社会の福祉に貢献することを目的とする。

事 業

第5条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学術集会の開催
- (2) 機関誌及び図書などの刊行
- (3) 各種の学術的調査研究
- (4) 学会認定医の認定
- (5) 国際及び各国産科婦人科学会その他内外関係学術団体との連絡及び提携
- (6) 日本母性保護医協会との連絡及び提携
- (7) 日本学術会議・日本医学会・日本医師会その他諸官庁及び諸団体からの諮問に対する答申又はそれらへの建議
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

資 格

第6条 本会の会員は、本会の目的に賛同する医師又はその他の自然科学者で入会したものとする。

2 会員は、地方部会に所属するものとする。

入 会

第7条 本会に入会しようとする者は、別に定めるところによりその旨を申し出て会長の承認を得なければならない。

2 再入会の場合も同様とする。

入会金及び会費

第8条 本会の入会金及び会費は、次のとおりとする。

入会金 1,000円

会費年額 18,000円

2 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。

会員の権利

第9条 会員は、次の権利を有する。ただし、会費未納の場合に限り、別に定めるところにより、この権利を制限することができる。

- (1) 本会の総会に出席し議決権を行使すること
- (2) 本会の主催する学術集会に参加すること
- (3) 本会の発行する機関誌に学術論文を投稿すること
- (4) 本会の発行する機関誌の頒布を無料で受けること

会員の義務

第10条 会員は、所定の会費を納入する義務を負う。ただし、別に定めるところにより免除することができる。

会員の称号

第11条 本会に功労のあった者には、別に定めるところにより名誉会員又は功労会員の称号を授与することができる。

会員の資格喪失

第12条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 禁治産若しくは準禁治産又は破産の宣告を受けたとき
- (3) 死亡し若しくは失踪宣告を受けたとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 第6条の資格を喪失したとき

退 会

第13条 会員が退会しようとするときは、別に定めるところにより退会届を会長に提出しなければならない。

会員の除名

第14条 会員が次の各号の一に該当するときは、評議員会の議決を経て、別に定めるところにより会長がこれを除名することができる。

- (1) 本会の名誉を傷つけ又は本会の目的に違反する行為があったとき
- (2) 本会の定款又は評議員会若しくは総会の決定に違反したとき
- (3) 会費を2年以上滞納したとき

第4章 役員、評議員、幹事及び職員**役 員**

第15条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事18名以上23名以内（うち会長1名、副会長2名（次期及び次々期会長）、及び常務理事8名）
- (2) 監事 3名

役員の選任

第16条 役員は、別に定めるところにより評議員会において選任する。

理事の職務

第17条 会長は、本会の業務を総理し、本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、前任副会長（さらに前任副会長に事故があるとき又はこれが欠けたときは後任副会長）がその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を組織して、本会の業務を執行する。
- 4 常務理事は、常務理事会を組織して、理事会から委託された事項を執行する。

監事の職務

第18条 監事は、民法第59条の職務を行う。

役員の任期

第19条 本会の役員の任期は次のとおりとする。

- (1) 会長は1年、副会長は2年とし、再任を認めない。
- (2) 理事、監事は2年とし、再任を妨げない。
- 2 欠員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するま

では、なお、その職務を行う。

評議員

第20条 本会に、評議員340名以上370名以内を置く。

- 2 役員は、評議員を兼ねることができない。

評議員の選任

第21条 評議員は、別に定めるところにより各地方部会で選任する。

評議員の職務

第22条 評議員は、評議員会を組織し、重要事項を審議する。

評議員の任期

第23条 評議員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 欠員により選任された評議員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

幹 事

第24条 本会の業務を処理するため必要な幹事を別に定めるところにより置く。

職 員

第25条 本会の事務を処理するため必要な職員を置く。

- 2 職員は、会長が任免する。
- 3 職員は、有給とする。

第5章 会 議**理事会の招集等**

第26条 理事会は、毎年4回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたとき又は理事現在数の2分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、会長は、その請求があった日から30日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

- 2 理事会を招集するときは、会長は、その議案及び協議事項をあらかじめ役員並びに評議員会の議長、副議長に通告しなければならない。
- 3 理事会の議長は、会長とする。

理事会の定足数

第27条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除き、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 会長は、緊急を要し、臨時理事会を開催する暇のないときは、書面により理事の意見を求めることができる。理事の意見を求め処理した案件については、

事後に理事会の承認を求めるものとする。

理事会の議決事項

第28条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を審議する。

- (1) 会務の執行に関する事項
- (2) その他会長が必要と認めた事項

常務理事会

第29条 常務理事会は、会長、副会長及び常務理事をもって構成する。

- 2 常務理事会に関する規定は、別にこれを定める。

評議員会の招集等

第30条 評議員会は、毎年1回総会に先だち会長が招集する。ただし、理事会が必要と認めたとき又は評議員現在数の5分の1以上から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求されたときは、会長は、その請求があった日から30日以内に臨時評議員会を招集しなければならない。

- 2 評議員会は、議長1名、副議長2名を選任する。
- 3 議長及び副議長の任期は、それぞれこれを選任した評議員の任期と同一とする。

評議員会の定足数

第31条 評議員会は、評議員現在数の2分の1以上の者が出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、委任状をもって出席とみなす。

- 2 評議員会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 会長は、緊急を要し、臨時評議員会を開催する暇のないときは議長に諮り書面により評議員の意見を求めることができる。評議員の意見を求め処理した案件については、事後に評議員会の承認を求めるものとする。

評議員会の議決事項

第32条 評議員会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画及び予算
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 基本金の処分
- (4) 役員の人事
- (5) 総会の開催地
- (6) シンポジウム等に関する事項
- (7) 委員会の設置改廃
- (8) 会員の除名
- (9) その他本会の運営に関する重要事項

総会の招集等

第33条 通常総会は、毎年1回会長が招集する。

- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、会長が招集する。
- 3 前項のほか、会員現在数の5分の1以上から会議に付議すべき事項を示して、総会の招集を請求されたときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 4 総会の招集は、少なくとも10日以前にその会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面又は機関誌の公告で通知する。
- 5 総会の議長は、会長とする。

総会の定足数等

第34条 総会は、会員現在数の10分の1以上の者が出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、委任状をもって出席とみなす。

- 2 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、会員である出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

総会の承認事項

第35条 この定款に別に定めるもののほか、次の事項は総会の承認を得なければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) 財産目録についての事項
- (4) その他本会の業務に関する重要事項で理事会及び評議員会で必要と認めるもの。

会員への通知

第36条 総会における議事の要領及び承認した事項は本会の機関誌に掲載し会員に通知する。

議事録

第37条 本会の会議には、議事録を作成し議長及び議長が指名した出席者代表2名以上が署名捺印の上これを保存する。

第6章 学術集会・学会賞

学術集会

第38条 本会は、学術集会を毎年1回総会開催地において会長が主宰して開催する。ただし、会長に事故があるときは会長代行者が理事会の承認を得て主宰者を決定する。

学会賞

第39条 本会は、産科学及び婦人科学の進歩・発展に貢献する優秀な業績に対して別に定めるところによ

り学会賞を授与することができる。

第7章 委員会

委員会

第40条 本会は、必要に応じ委員会を置くことができる。

2 委員会に関する規定は、別に定める。

第8章 資産及び会計

資産の構成

第41条 本会の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 資産から生ずる果実
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 寄附金品
- (6) その他の収入

資産の種別

第42条 本会の資産を分けて基本財産と運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、設立当初の財産目録のうち基本財産の部に記載される資産及び将来基本財産に編入される資産で構成する。
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。
- 4 寄附金品であって、寄附者の指定あるものは可能な限りその指定に従う。

資産の管理

第43条 本会の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により会長が保管する。ただし、理事会及び評議員会の議決を経て不動産を購入することを妨げない。

基本財産の処分の制限

第44条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、本会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会、評議員会及び総会の議決を経、かつ、文部大臣の承認を受けて、その一部に限り処分し、又は担保に供することができる。

経費の支弁

第45条 本会の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

事業計画及び収支予算

第46条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、

会長が編成し、理事会、評議員会及び総会の議決を経て毎会計年度開始前に文部大臣に届け出なければならない。ただし、評議員会及び総会が会計年度開始後に開催された場合には総会終了後直ちに文部大臣に届け出なければならない。

2 事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

収支決算

第47条 本会の収支決算は、会長が作成し、財産目録、事業報告書及び財産増減事由書並びに会員の異動状況書とともに、監事の意見を付して、理事会、評議員会及び総会の承認を受けて総会終了後2カ月以内に会長が文部大臣に報告しなければならない。

2 本会の収支決算に剰余金があるときは、理事会及び評議員会の議決並びに総会の承認を受けて、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰越すものとする。

義務負担、権利放棄、長期借入金

第48条 収支予算で定めるものを除くほか、本会が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会、評議員会及び総会の議決を経、かつ、文部大臣の承認を受けなければならない。

2 借入金（その会計年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く）についても同様とする。

会計年度

第49条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第9章 定款の変更並びに解散

定款の変更

第50条 この定款は、理事会、評議員会及び総会において、おのおのその構成員の2分の1以上が出席し、その出席者の3分の2以上の議決を経、かつ文部大臣の認可を受けなければ変更することができない。ただし、第8条を変更しようとする場合の総会の定足数等については、第34条の規定によるものとする。

解散

第51条 本会の解散は、理事会、評議員会及び総会において、おのおのその構成員の4分の3以上の議決を経、かつ文部大臣の許可を受けなければならない。

残余財産の処分

第52条 本会の解散に伴う残余財産は理事会、評議員会及び総会においておのおのその構成員の4分の3

以上の議決を経、かつ、文部大臣の許可を受けて、
本会の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第10章 補 則

書類及び帳簿の備付等

第53条 本会の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令によりこれらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 定款
 - (2) 会員の名簿
 - (3) 役員及びその他の職員の名簿並びに履歴書
 - (4) 財産目録
 - (5) 資産台帳及び負債台帳
 - (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
 - (7) 理事会、評議員会及び総会の議事に関する書類
 - (8) 処務日誌
 - (9) 官公署往復書類
 - (10) その他必要な書類及び帳簿
- 2 前項の書類及び帳簿は、永久保存としなければならない。ただし、第5号の帳簿及び書類は10年以上、同項第8号から第10号までの書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

細 則

第54条 この定款の施行についての細則及び規程は理事会及び評議員会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 従来の日本産科婦人科学会に属した会員及び権利義務の一切は本会が継承する。
- 2 この定款は、文部大臣の設立許可のあった日から施行する。
- 3 第15条及び第16条の規定にかかわらず、本会設立当初の役員は別紙のとおりとする。
- 4 第19条の規定にかかわらず、本会設立当初の役員の任期は、昭和52年度の通常総会までとする。
- 5 第20条の規定にかかわらず、本会設立後5年間は評議員数を370名以上450名以下とする。

附 則

この定款は昭和53年4月1日から施行する。

この定款は昭和60年4月1日から施行する。

この定款の変更は文部大臣の認可のあった日(平成2年7月23日)より実施する。

この定款の変更は文部大臣の認可のあった日(平成6年6月24日)より実施する。